

## 道内事業者等事業継続緊急支援金支給事業について

表題につきまして、北海道経済部において当該支援金に係る「申請の手引き」を策定するとともに、申請受付開始日などを決定したとの連絡を受けましたので、お知らせします。

概要につきましては、「事業継続緊急支援金の概要チラシ」をご確認ください。

### 記

申請受付開始日	令和4年7月27日（水）
申請の手引き	* 令和4年7月22日（金）から事業継続緊急支援金の 専用ホームページにおいて公開  (URL) <a href="https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp">https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp</a>  * 令和4年7月27日（水）から振興局と市町村にて配布予定
お問い合わせ先	令和4年7月22日(金)から受付を開始  専用コールセンター 011-350-6711  (受付時間：平日 8:45～17:30)

以上

※ 法人会事務局では、道内事業者等事業継続緊急支援金支給事業に関し、お問い合わせに対応する事ができません。大変申し訳ございませんが、専用コールセンターへお問い合わせ願います。



## 対象となる原材料等とは？

- 製品・商品の製造・生産目的で消費される**原料や材料**、製造・生産・サービスの提供に不可欠な**資材、仕入れている物が対象**です。
- 特例として、「製造・生産・サービスの提供に不可欠な外注」や「エンジン用の燃油」を設けています。詳しくは、「申請の手引き（特例事項）」又は専用ホームページでご確認ください。

## 原材料等が値上がりしていると支援金の対象となるの？

- 原則として、同一のもの、同一の量（容量、重量、個数等）の価格（＝単価）で比較できる物を対象とします。（**同質同量での単価比較が原則**）
- 同質同量で単価を比較できない場合の特例があります。詳しくは、「申請の手引き（特例事項）」又は専用ホームページでご確認ください。

## どのような書類が必要なの？

- 申請書や宣誓・同意書のほか、売上の減少を確認できる書類、原材料等の単価が上昇していることが確認できる書類などの提出が必要となります。また、中小・小規模事業者と個人事業者では、提出いただく書類が異なります。詳しくは、「申請の手引き」又は専用ホームページでご確認ください。

## 申請書はどこで配布しているの？

- 「申請書」は、道の（総合）振興局、市町村で配布しています。（2022年7月27日(水)から）  
※（総合）振興局、市町村で配布する「申請の手引き」の最終ページに申請書と宣誓書を綴じ込んでいます。
- 郵送による申請のほか、専用ホームページから電子申請を行うことができます。電子申請もご検討ください。（<https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp>）

## 新たに開業したが対象となるの？ 合併しているが対象となるの？ など

- 新規開業・創業や合併、連結納税など、特例の適用によって対象となる場合があります。詳しくは、「申請の手引き（特例事項）」又は専用ホームページでご確認ください。

## 一次産業は対象となるの？

- 一次産業も対象です。  
※「不給付要件」に該当しなければ対象となります。  
「不給付要件」については、「申請の手引き」又は専用ホームページでご確認ください。

## わからないことを確認するには？

- コールセンター（011-350-6711、受付時間：平日8:45～17:30）にお電話いただくか、専用ホームページ（<https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp>）の「よくある質問」をご確認ください。

**「道内事業者等事業継続緊急支援金」の不正受給は犯罪です。**

給付予定額に達した場合は、期限前に申請の受付を締め切る場合があります。